令和６年度安全衛生管理計画書（参考様式）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 事業場名 |  | 電 話 |  |
| 所 在 地 |  | 労働者数 | 男 女 計 |
| 事業の種類 |  | 担当者名 |  |

１．健康診断の実施状況

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 一般定期健康診断 | 受診者数 |  名 | 有所見者数 |  名 | 事後措置実施者数 |  名 |

２．安全衛生目標等

|  |
| --- |
| （１）安全衛生に関する基本方針（スローガン） |
|  |
| （２）安　　全　　衛　　生 　目 　標 |
|  |

３．項目別実施計画

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| （１）安全衛生管理体制の整備・強化に関する事項 | 実 施 事 項 | 実施時期 | 担当 |
|  |  |  |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| （２）設備の改善等に関する事項 | 実 施 事 項 | 実施時期 | 担当 |
|  |  |  |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| （３）作業方法の改善に関する事項 | 実 施 事 項 | 実施時期 | 担当 |
|  |  |  |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| （４）健康診断等に関する事項 | 実 施 事 項 | 実施時期 | 担当 |
|  |  |  |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| （５）安全衛生教育の実施に関する事項 | 実 施 事 項 | 実施時期 | 担当 |
|  |  |  |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| （６）過重労働対策健康確保対策心の健康づくり対策受動喫煙対策等に関する事項 | 実 施 事 項 | 実施時期 | 担当 |
|  |  |  |

安全衛生管理計画作成の手引き

１　はじめに

 事業者は、安全衛生水準の向上を図るため安全衛生目標を設定し、それを達成するために、実施　　事項、危険予知活動等の日常的な安全衛生活動に係る事項等を内容とする安全衛生計画を作成する　必要があります。

 **計画書の形式（書式）は企業独自のものを作成することが望ましい**と考えられますが、一応参考例として本書式を示したものです。

２　記載要領

 (1) １．健康診断の実施状況について

　　　「事後措置実施者数」とは、異常所見があった者の健康保持のため就業上の配慮事項等に　　　ついて、医師から意見を聴取することが義務付けられており、その内何らかの措置を実施した　　人数を記入します。

 (2) ２．安全衛生目標等について

 ア 「安全衛生に関する基本方針」には、経営者の労働災害防止についての理念や基本姿勢等、　　　訓示的な言葉を記入します。

 また、全社的なスローガンを定める場合はそれも記入します。

 イ 「安全衛生目標」は、数値目標も含め、可能な限り客観性をもった安全衛生目標を設定し、　　　例えば、死亡、重篤災害はゼロ、休業災害の５０％減少、健康診断結果有所見者の健康相談　　実施率１００％などと記入します。

 (3) ３．項目別実施計画について

 　（１）から（６）の事項について参考例を示しますと、次のようなものがあります。

（１）関係

* 危険予知活動を採用する。
* 作業巡視制度を設ける。
* ツールボックスミーティング(又は、職場安全衛生会議)を行う。
* 衛生委員会の活動を活発にするための方策を定める。

（２）関係

* ○○機械の安全装置を改善する。
* 通路の幅を広くする。
* 事務所内の騒音の低減策を行う。

（３）関係

* ○○作業の安全作業標準を作成する。

（４）関係

* 健康診断の実施計画を記入する。

（５）関係

* 新規雇い入れ者の安全衛生教育(実施訓練)を行う。
* ○○作業従事者の特別教育を行う。
* 安全・衛生講習会を開催する(又は、外部の講習会に出席させる。)。

（６）関係

* 通勤等の交通安全について講習会やPRを行う。
* 過重労働による健康障害防止のため時間外労働の削減を行う。
* 安全提案制度を採用する。
* ヒヤリ、ハット、４Ｓ運動を行う。
* 朝礼でラジオ体操を行い、安全衛生についてのワンポイントを話す。
* 安全、衛生週間に行事を行う(具体的実施事項を定める)。
* 疲労回復のため、マッサージチェアを設置する。
* 健康の保持増進に効果のある、労働時間の短縮、年次有給休暇の計画的取得等の対策を　　定める。
* 健康診断結果に基づき、産業医による健康相談を実施する。
* 健康増進のため、健康測定、ソフトボール大会等を実施する。
* メンタルヘルス対策のため研修会を開催する。
* 喫煙室を設置する。